

公 示 日 : 2021 年 11 月 24 日(水)
調達管理番号 : 21a00913
国 名 : マラウイ
担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第二チーム
調 達 件 名 : マラウイ国リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト中
間レビュー調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 1 月下旬から 2022 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.77、国内 0.5、合計 1.27
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	23 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2021 年 12 月 15 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 12 月 28 日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マラウイ共和国の首都リロングウェ市は、人口増加率が4.3%(1998年と2008年の国勢調査より JICA が算定)であり同時期の人口増加率の全国平均2.8%(前述の方法により JICA が算定)を上回っており、人口増加に伴う水需要の増加が著しい。リロングウェ市の水需要量(123,211m³/日(2015年))(出典：国家水資源マスタープラン)はリロングウェ水公社(Lilongwe Water Board。以下「LWB」という。)の生産水量(92,441m³/日(2015年))(出典：LWB Annual Report (2015/2016))を大きく上回っている。加えて、給配水管の施工不良や老朽化による漏水の増加も水需給をさらに逼迫させる要因となっている。また、これらに加えメータの誤検針や違法接続等による請求されていない水も含めた無収水率は2015年において36%に及んでいる(出典：LWB Strategic Plan 2015-2020)。このような水需給バランスの悪化により、2010年までは24時間であった一日当たりの給水時間も、2015年には18時間(LWB Strategic Plan 2015-2020)と減少傾向にある。このような中、マラウイ国政府は、「マラウイ国家成長・開発戦略 2017-2022」(MGDS III)の中で、5つの重点分野の一つとして「農業、水資源開発、気候変動対策」を位置付けている。リロングウェ市の新規水源として

大規模ダム開発や地下水開発も計画されているものの、資金確保等に苦慮しており、必ずしも順調には進んでいない。このため、LWB は、既存水源を最大限効率的に活用することとし、「LWB Strategic Plan 2015- 2020」において、無収水率を 2020 年までに 28%に削減することを目標として、無収水削減に取り組んでいる。このような背景に基づき、JICA はマラウイ政府の要請に応じリロングウェ市における水利用効率の改善を目的として、「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を実施している。

本プロジェクトは 2019 年 6 月に開始し、2024 年 4 月までの実施が予定されている。これまでに無収水削減計画の作成や、無収水削減に係るパイロット活動・研修等に取り組んできた。パイロット活動ではリロングウェ市南部地域において無収水対策活動を実施し、パイロット活動の成果を同市全域、マラウイ国内の他の水公社へ普及・展開する取り組みを行っている。

現在はプロジェクトの中間段階であり、中間レビュー調査では、プロジェクト活動の実績、成果を評価確認するとともに、プロジェクト目標の達成に向けた案件デザインの見直し検討、今後のプロジェクト活動及びその詳細なスケジュール検討を行うことを主目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分把握の上、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために必要なデータ・情報を収集し、整理・分析を行う。また、今後のプロジェクト活動に対する提言を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

またプロジェクトのモニタリングの一環として実施される第 6 回合同調整委員会(Joint Coordinating Committee: JCC)において評価結果の概略についてカウンターパート機関への説明を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022 年 1 月下旬～2022 年 2 月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（モニタリングシート、業務完了報告書(第 1 期)、コンサルタント業務従事月報、調整委員会議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。

- ③ 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ④ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他マラウイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ⑤ 中間レビュー調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2022年2月上旬～2022年2月下旬）

- ① JICAマラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価デザインについて説明を行う。
- ③ マラウイ側C/Pと協議した評価グリッド及び質問項目に基づき、本プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、マラウイ側C/Pの実施運営体制、実施プロセス等に関する情報、データの収集・整理を行う。
- ④ 各ヒアリングの議事録を作成する。
- ⑤ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑥ 国内準備並びに上記①～⑤で得られた結果をもとに、他の調査団員及びマラウイ側C/P等とともに評価6基準の観点から評価を行い、中間レビュー報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 中間レビュー報告書（案）（英文）に関するマラウイ側との協議に参加し、協議結果を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ プロジェクトのモニタリングの一環として実施される第6回合同調整委員会(Joint Coordinating Committee: JCC)に参加する。
- ⑨ 上記⑦にて作成された中間レビュー報告書（英文）の最終版の内容および協議結果をマラウイ側C/P機関に説明を行う。
- ⑩ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑪ JICAマラウイ事務所に対する現地調査結果の報告に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2022年2月下旬～2022年3月上旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。

- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 中間レビュー報告書（案）（和文・英文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年3月4日(金)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る中間レビュー報告書（案）（和文・英文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄シンガポール／ドーハ／ドバイ／香港⇄ヨハネスブルグ⇄リロングウェを標準としますが、見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年2月5日～2月27日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

現時点の状況としては、マラウイの入国及び出国時には到着／出国前72時間以内のPCR陰性証明、デジタル証明コードの提示が必要です（隔離期間はなし）。帰国後は日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守いただきます。隔離期間中は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 業務主任者 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

また、本プロジェクトチームに係る業務体制は、以下の通りです。
下記の専門家は、リロングウェ水公社内の執務スペースで作業しています。

- 長期専門家 2 名 (チーフアドバイザー／無収水管理、キャパシティ・ディベロップメント/ナレッジマネジメント/業務調整)
- 短期専門家 (コンサルタント)
 - 1) 業務主任／給配水管布設・修繕
 - 2) 漏水探知・管理
 - 3) 顧客対応/広報
 - 4) メータ検針/料金請求
 - 5) 機材調達・管理
 - 6) BCP(事業継続計画)作成支援

このうち、チーフアドバイザー／無収水管理は、自治体から派遣中です。
本プロジェクトは、多様な関係者により実施されているため、本契約業務に従事するコンサルタントは、これら専門家とも情報共有を行い円滑なコミュニケーションを図りながら業務に従事してください。

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、本契約に従事するコンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：リロングウェ水公社内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源第二チームにて配布しますので、gegwt@jica.go.jp に送信願います。なお、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとします。

- ・ Monitoring Sheet Ver.4
- ・ R/D（写）
- ・ コンサルタント業務従事月報

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ 2017.7「マラウイ共和国 リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000033220.html>

・ 2020.9「マラウイ国 リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト業務完了報告書(第1期)」(和)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045692.html>

・ 2020.9「The Republic of Malawi, the project for strengthening the capacity of non-revenue water reduction for Lilongwe water board (LISCaP) : work completion report (phase 1)」(英)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045693.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」(2021年4月1日版)及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上